

平成26年度 廃棄物処理業者等に対する行政処分の状況

番号	氏名(名称) 代表者名 所在地	許可の区分	許可番号	処分内容	処分年月日	処分理由	根拠法令 (法: 廃棄物の処理及 び清掃に関する法律)	備考
1	眞木 博 長野市大字小柴見252番地	—	—	改善命令	H26. 5. 15	長野市門沢5011番イ他所在の事業場において、家屋解体事業に伴い発生した木くず、廃プラスチック類、金属くず、がれき類等が混合した産業廃棄物(約480m ³)を、法施行令第6条第1項第1号ホで定められた保管数量の上限を超えて保管していることは、法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準に違反している。 また、同事業場に法施行令第6条第1項第1号ホによる法施行令第3条第1号リ(1)(ロ)で定める掲示板の設置がされていないことは、法第12条第1項で規定する産業廃棄物処理基準に違反している。	法第19条の3	個人事業者
2	株式会社ナックコーポレーション 代表取締役 永井 謙光 長野市篠ノ井会331番地10	—	—	改善命令	H26. 6. 16	同社は長野市篠ノ井布施五明2068番1他所在の事業場において、同社の事業活動に伴い発生した木くず、廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず及び金属くず等の産業廃棄物を、積替えのための保管をしている。 このうち、木くずについては同事業場に設置されている産業廃棄物焼却施設において処分のための保管を併せて行っている。 しかし、法施行令第6条第1項第1号ホで定められた積替えのための保管数量の上限に、法施行令第6条第1項第2号ロ(3)で定められた処分のための保管数量の上限(約6m ³)を加えた数量を超過して産業廃棄物(約1,750m ³)を保管していることは、法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準に違反している。 また、同事業場に法施行令第6条第1項第1号ホによる法施行令第3条第1号リ(1)(ロ)で定める掲示板の設置がされていないことは、法第12条第1項で規定する産業廃棄物処理基準に違反している。	法第19条の3	
3	澤出 春美 長野市上松3丁目25番1-101号 湯谷ハイツ	—	—	措置命令	H26. 9. 25	遅くとも旧有限会社アクト全産の元代表取締役であった平成22年2月23日から長野市大字穂保字中ノ配298番1及び299番1において廃棄物の放置を始め、現在に至るまで約4年以上の長期にわたり当該廃棄物を放置した。 このことは、法第12条第1項で定める産業廃棄物処理基準に適合しない処分に該当する。 当該処分により、当該廃棄物の飛散流出のおそれがあること及び、当該廃棄物から当該地内における土壌及び地下水に有害物質であるひ素、ふっ素等が流出していることから、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあると認められる。	法第19条の5	

番号	氏名(名称) 代表者名 所在地	許可の区分	許可番号	処分内容	処分年月日	処分理由	根拠法令 (法: 廃棄物の処理及 び清掃に関する法律)	備考
4	澤出 春美 長野市上松3丁目25番1-101号 湯谷ハイツ	—	—	措置命令	H26. 9. 25	遅くとも旧有限会社アクト全産の元代表取締役であった平成21年11月10日から長野市大字穂保字田中573番1及び580番1において廃棄物の放置を始め、現在に至るまで約4年以上の長期にわたり当該廃棄物を放置した。 このことは、法第12条第1項で定める産業廃棄物処理基準に適合しない処分に該当する。 当該処分により、積み上げられた当該廃棄物の崩落による飛散流出等によって、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあると認められる。	法第19条の5	
5	澤出 玲子 長野市上松3丁目25番1-101号 湯谷ハイツ	—	—	措置命令	H26. 9. 25	遅くとも旧有限会社アクト全産の元代表取締役であった平成22年2月23日から長野市大字穂保字中ノ配298番1及び299番1において廃棄物の放置を始め、現在に至るまで約4年以上の長期にわたり当該廃棄物を放置した。 このことは、法第12条第1項で定める産業廃棄物処理基準に適合しない処分に該当する。 当該処分により、当該廃棄物の飛散流出のおそれがあること及び、当該廃棄物から当該地内における土壌及び地下水に有害物質であるヒ素、フッ素等が流出していることから、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあると認められる。	法第19条の5	
6	澤出 玲子 長野市上松3丁目25番1-101号 湯谷ハイツ	—	—	措置命令	H26. 9. 25	遅くとも旧有限会社アクト全産の元代表取締役であった平成21年11月10日から長野市大字穂保字田中573番1及び580番1において廃棄物の放置を始め、現在に至るまで約4年以上の長期にわたり当該廃棄物を放置した。 このことは、法第12条第1項で定める産業廃棄物処理基準に適合しない処分に該当する。 当該処分により、積み上げられた当該廃棄物の崩落による飛散流出等によって、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあると認められる。	法第19条の5	